

国際線の航空機内への液体物持込制限について(Q&A)

問 今回の新ルールは、どのような航空便に適用されるのですか。

答1. 今回の新ルールは、国際民間航空機関(ICAO)が決定した国際的なルールに沿って決められたものであり、日本の空港を出発するすべての国際線の航空便搭乗の際に適用となります。

問 今回の新ルールは、海外の空港を出発して日本の空港に到着する航空便には適用されないのですか。

答1. 国際民間航空機関(ICAO)が決定した国際的なルールは、一定以上の航空保安措置を189ヶ国すべての締約国が等しく取ること求めたものであり、その結果として、一定以上の保安レベルが全世界的に確保されることとなります。

2. 航空保安の確保に関しては、各締約国は自国の空港から出発する航空便について責任を有することとなっており、海外の空港を出発して日本の空港に到着する航空便については、出発した国の責任の下、その国の規制をうけることとなりますので、今回の新ルールは適用されません。

3. しかし、出発する国が同様のルールを採用しているかどうかについては、あらかじめご利用の航空会社にご確認下さい。

問 今回の新ルールは、国内線には適用されないのですか。

答1. 今回の新ルールは国際民間航空機関(ICAO)が決定した国際的なルールに沿って、国際的に統一された航空保安対策を実施するため日本が導入するもので、国際線のみが適用となります。

2. 国内線については、引き続き、厳格な航空保安対策を実施したうえ、今までどおり液体物の機内持込を認めていくこととしておりますが、今後とも国内外のテロ情勢を分析し、必要な追加措置を講じるなど、適切に対処していくこととしています。

問 機内持込が禁止される液体物の具体的内容は何ですか。

答1. EU や米国の措置と同様、「液体」に加え、「ジェル類」及び「エアゾール(煙霧質)」等幅広く対象となります。

(例)

- 水、ジュース等飲料品、スープ、シロップ類
- クリーム、ローション、オイル類
- 香水、マスカラ等化粧品
- スプレー
- シェービングフォーム、整髪ジェル

- シャンプー類
- 歯磨き粉、洗顔クリーム等ペースト状のもの
- 防腐剤、ヘアスプレー等のエアゾール(煙霧質)類
- 液体石けん

2. また、「プリン」「ヨーグルト」等食料品であっても、半液体状物(容器に入れないとその形状を保てない物)であるものが今回の規制の対象となります。

3. 詳細については、国交省ホームページにて「持込制限品リスト」を公表します。

※ 国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/12/121219\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/12/121219_.html))

問 どのようにすれば液体物は持込むことができますか。

1. 液体物については、1つあたり100ミリリットル以下の容器に入れ、総量1リットル以下の再封可能な透明なプラスチック袋(いわゆるジッパー付き)に封入したものであれば、各人一袋まで機内(客室内)持込は可能ですが、それ以外の液体物等については、保安検査場において放棄して頂くこととなります。
2. ただし、例外として、医療品、ベビーフード、糖尿病患者等食餌療法を受けている方は、搭乗する便と乗り継ぎ便の機内で必要な分量に限り持込可能となります。(次問参照)
3. なお、100ミリリットル超の液体物等であっても、スーツケース等の中に入れ、チェックイン時に受託手荷物として機体に預け入れる場合は、輸送が可能となります。

問 例外的措置として機内に持ち込める液体物はなんですか。医薬品等の取扱はどうなりますか。

答1. 国際民間航空機関(ICAO)から示されたルールでは、例外措置の詳細については各国に委ねられているものの、国際的なルール調和の観点から、既に導入されているEUや米国の規制と同様のルールを適用することとしており、人道的な観点から、以下につき検査免除対象とすることとしています。

- ①処方された医薬品 ただし、(処方されていない)一般医薬品についても、持込可
- ②糖尿病その他医療上必要な液体
  - ①、②につき、必要に応じ処方箋の提示等証明が必要
- ③乳幼児が搭乗している場合の小児用ミルク・ジェル状フード

※ 総量については、到着地までの旅程上必要な量であり、大量持込は不可

※ 保安検査員により、液体物の機内での必要性について照会されることがある

問 なぜ水・ジュースなどの清涼飲料水についても規制の対象となるのですか。保安検査場において自ら試飲して安全性を証明しても駄目なのでしょうか。

答1. 航空保安を確保するため、保安検査場における厳重な保安検査の実施が最も重要であることは言うまでもありませんが、一方で、航空交通は現代社会に不可欠な高速交通手段であり、保安検査により人の円滑な移動が妨げられることは適切ではなく、そのため、保安検査は限られた検査時間の中でルールに従って厳格かつ効率的に実施しなければなりません。

2. 今回の液体物規制は、水、ジュースなど安全な液体物の機内持込を制限することを目的としたものではありませんが、乗客の方々が個別に持ちこむ様々な液体物について、個々にその安全性を厳格に検査することは、円滑な保安検査の実施に大きな妨げとなり、ひいては航空交通の遅延障害等により社会に大きな悪影響を及ぼすこととなるため、ICAOにおいて航空保安専門家、爆発物専門家による国際的な検討が行われた結果、今回の液体物の量的規制や検査方法が決定されたものです。
3. このため、旅客の皆様の利便を極力損なわないようになっていますので、旅客個人のことだけではなく、航空を利用する方々全体の利便を考慮し、ルールに従って保安検査にご協力をお願いします。
4. もちろん、今回の措置では、機内での使用が予想される化粧品等は各容器100ミリリットル以内であれば持込が可能であり、また、のどが渴いた場合であっても、保安検査後の搭乗待合エリア（クリーンエリア）内売店においてこれまで通り飲み物を購入して頂き、機内に持ち込むことは可能となっています。

問 再封可能な1リットル以下の透明なプラスチック袋とはどんなものですか。なぜ透明で再封可能であることが必要なのですか。また、袋や、100ミリリットル以下の容器は、どこで入手できますか。

- 答1. ①透明な密閉式のプラスチック袋であること(検査員が保安検査場において目視で確認するため、また、その際に容器が袋から飛び出さないため)、②再封可能なこと(検査員が必要な場合に開封して検査するため)、③容量は1リットル以内であること、の3要件を満たすものであれば、市販の袋(いわゆる冷凍食品用のジッパー付きのビニール袋)など御自宅から持参されたもので構いません。一般量販店で、広く購入可能です。
2. 同様に、100ミリリットル以下の容器についても、市販のものでかまいません(色・形状等特段の要件はありません)。
  2. プラスチック袋や容器は旅客の方々に用意して頂くようお願い致します。特に、導入当初は空港内で混雑も予想されることから、御自宅出発前に準備をお願いします。

問 液体物検査は、どのように実施されるのか。また、100ミリリットルを超える液体物を空港に持ってきてしまった場合は、どうなりますか。どこで放棄することとなりますか。

- 答1. 保安検査場において、これまでの金属探知器による身体検査、X線による機内持込手荷物検査等に加え、液体物については、1リットルの透明なプラスチック袋に入れた状態で、旅客からの提示により、検査員が目視にて確認することとなります。この結果、100ミリリットルを超える液体物があった場合など、所用の措置がなされていない場合は、その液体物を保安検査場において放棄して頂くこととなります。
2. このため、持ち込み制限対象となる液体物は、チェックイン時に受託手荷物として預け入れることが必要となります。

問 飛行機に搭乗している間に必要な化粧品はどうすればいいのですか。

- 答1. 今回の措置により、化粧品であっても、液体性・ジェル状であれば各容器100ミリリットル超のものは客室内持込禁止となります。

- したがって、日常的に必要な化粧品を機内に持ち込む場合は、それぞれ100ミリリットル以下の容器に入れ、それを容量1リットル以下の透明なプラスチック袋に封入し持ち込んで頂くこととなります。
- なお、容器100ミリリットル超の化粧品であっても、スーツケース等の中に入れ、チェックイン時に受託手荷物として預け入れる場合は、今回の措置は適用となりません。

### 【免税品等について】

問 国際線就航空港における保安検査後の搭乗待合いエリア(クリーンエリア)で購入した酒・化粧品等免税品については機内持込可能ですか。また、クリーンエリア内の空港売店で販売されているペットボトル等飲料はどういう取扱になるのですか。

- 答1. 保安検査後の搭乗待合いエリア(クリーンエリア)内で販売されている酒・化粧品等免税品、またペットボトル飲料については、あらかじめ安全性を確認したもののみが販売されており、機内持込が可能です。
- しかしながら、到着地の空港において乗り継ぎのために保安検査を受ける際には、その国のルールが適用されます。そのため、現時点では、欧米等液体物持込制限が導入されている国の空港では、購入された免税品等についても、当該国のルールに従って検査され、受託手荷物として預け入れできない場合は、保安検査場において没収されることがありますので、搭乗される航空会社にご確認下さい。

問 航空機内で購入した酒や香水など液体の免税品の取扱はどうなりますか。

- 答1. 航空機内で販売されている免税品等の液体物についても、事前に安全性が確認されたものが販売されていますので、購入は可能です。
- しかしながら、到着地の空港において乗り継ぎのために保安検査を受ける際には、その国のルールが適用されます。そのため、現時点では、欧米等液体物持込制限が導入されている国の空港では、購入された免税品等についても、そのルールに従って検査され、受託手荷物として預け入れできない場合は、保安検査場において没収されることがありますので、搭乗される航空会社にご確認下さい。
  - また、日本の空港で乗り継ぎされる場合は、我が国のルールが適用され、外国の空港や航空機内で購入された液体物を受託手荷物として預け入れできないときには、保安検査場において放棄して頂くこととなりますので、ご注意下さい。

問 欧米等液体物規制導入国の空港や航空機内で購入した免税品等については、日本の空港での乗継ぎ時に放棄しなければならないのですか。

- 答1. 欧米で購入し特別な袋に封入された免税品等であっても、現時点では、日本の空港において乗り継ぎする際には日本のルールに則った措置が取られることが求められるため、受託手荷物として預け入れできないときは、放棄して頂くこととなります。
- このような不便を避けるため、現在、日本を含め欧米等関係国の間で、乗り継ぎの際の免税品の取扱いについて調整が行われております。免税品の取扱いについて関係国間で相互に認め合うことが可能となった段階で、このホームページで具体的な取扱いを掲示しますので、それまでの間は、搭乗される航空会社にご確認するなど、十分にご注意下さい。

問 米国行き便、米国航空会社の便では、どのような規制が適用されますか。これまで、保安検査後の搭乗待合エリア(クリーンエリア)内で購入した免税品等は、搭乗口での引き渡しを条件に、機内持込が可能でしたが、今後はどうなりますか。

- 答1. 日本の国際線において液体物持込規制を導入したことから、今後、他の便と同様、クリーンエリア内で購入した免税品その他の液体物については米国行き便、米国航空会社の便であっても、搭乗口での引き渡しをするという手続きを経ることなく、機内への持込は可能となります。
2. 米国行き便及び米国航空会社の便については、日本の空港から出発する便であっても、米国保安当局の指示により、引き続き、搭乗口において保安検査が行われる場合がありますが、この際に購入された液体物が没収されることはありません。

## 【その他】

問 液体物規制以外に何かルールの変更はありますか。ジャケット、コート類、ラップトップコンピューターはEUと同様、X線検査において特別の措置が必要となりますか。

- 答1. ICAOから示されたルールによれば、EUで既に導入済みの措置と同様、保安検査場において、旅客はX線検査前にジャケット、コートを脱ぎ、また、ラップトップコンピューター等大きな電子機器を機内持込バックから取り出して、それぞれ別々にX線検査を受けることが求められています。
2. これは、保安検査員がX線や金属探知器によるナイフなどの従来の持込禁止品検査に加え、液体物持込規制のチェック(透明の1リットルプラスチック袋の確認等)を行うこととなるため、保安検査をより効率的に実施し、保安検査の速度や質を維持するための対処法として決定されたものです。
3. 具体的には、旅客がジャケットやコート類、ラップトップコンピューター等大きな電子機器を分けて検査したほうが、保安検査が迅速、確実に実施できることが明らかなことが確認されています。
4. このため、日本においても、国際的なルールに従い、このような措置を液体物規制と同じタイミングで導入することとしていますので、ご協力お願いいたします。